

質 問 回 答

平成 26年 5月 8日

「(案件名) テーマ別評価「 JICA 協力プログラムの評価可能性向上に向けた分析」

(公示日 : 平成 26年 4月 23日 / 公示番号 : 4) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.4「4. (1)2)対象協力プログラムの選定条件」	P.4「4. (1)2)対象協力プログラムの選定条件」には、20 件程度の協力プログラムをレビューし、その中の 5 件程度を分析対象としています。そして、その中からさらに 1 件を対象事例として現地調査を行うことが記されています。分析対象選定基準は、指示書 P.4 に示されていますが、現地調査の選定基準は記されていません。想定している現地調査選定基準がありましたら提示してください。また、現地調査の対象事例として取り上げる協力プログラムの数を変更して提案することについて特に問題はないでしょうか。	<p>現地調査の対象となる協力プログラムを選定するための選定基準は特に設けておりません。</p> <p>現地調査の対象となる協力プログラムの数を変更して提案することは妨げませんが、調査期間及びマンパワーの制約に留意するとともに、なぜ調査対象となる協力プログラムの数を増やすべきなのか、について、入手予定データ、全体の調査工程における位置づけ、調査全体への裨益、コスト等の観点を含め明確にプロポーザルで説明願います。</p>
2	10 ページ「 現地調査(全約 3MM、但し全 3 名の MM 合計。1 ヶ国 1 協力プログラムを想定)」	指示書の 10 ページに「 現地調査(全約 3MM、但し全 3 名の MM 合計。1 ヶ国 1 協力プログラムを想定)」と記載されている。これは、各 1 団員が 1 ヶ国 1 協力プログラムを現地調査(合計 3 ヶ国 3 協力プログラム)するのではなく、1 ヶ国 1 協力プログラムの現地調査を 3 名で担当するという理解でよいか。	その通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
3	契約変更に関して	現地調査に関して、契約変更により対応することとなっていますが、この契約変更は、打合せ簿で対応できるのでしょうか？もしくは変更契約プロポーザルを提出する必要があるのでしょうか？もし変更契約プロポーザルを提出する場合、その作成に係る経費は計上可能でしょうか？	契約変更は打合簿だけで対応できません。ただし、契約変更の内容を打合簿等で事前に合意する必要があります。 変更契約プロポーザルの提出の有無は、変更契約の内容が明確になった段階で判断します。変更契約プロポーザルの作成に係る経費は計上できません。
4	プロポーザルの評価表に関して	対象国または同類似地域での業務経験は、全世界という理解でよろしいでしょうか？	全世界での業務経験を評価します。
5	プロポーザルの評価表に関して	語学力は、英語のみという理解でよろしいでしょうか？	英語力を評価します。
6	業務指示書別紙 4 ページ	“ 5つ程度の協力プログラムを主な分析対象 ” とあり、参考として 5つの協力プログラムを示していますが、この5つを分析対象とすることを念頭に置くということでしょうか？また、それ以外の協力プログラムを選定する場合、分野は例示された案件の属する分野から選定することを想定されているのでしょうか？	「参考」「例」との記載があるとおり、例示した協力プログラムは特に分析対象として念頭に置いたものではありません。分析対象とする協力プログラムの課題分野についても、特に想定しているものではありません。
7	業務指示書別紙 4 ページ	20件程度の協力プログラムについてレビューの対象とするとありますが、分野や対象国(言語)はどのように検討すればよいでしょうか？(それにより要員計画が変わります)	業務指示書別紙 4 ページに記載のとおり、当該項目に記載のレビュー対象となるのは該当協力プログラムの「協力プログラム計画書」及び

通番号	当該頁項目	質問	回答
			<p>「概念図」等であり、これらは JICA 内で日本語にて作成されているところ、言語の問題が生じることは想定されていません。また、当該項目ではこれらの資料を基に、課題分野や国の違いを超えた共通の「評価可能性向上のための」傾向と課題を捉えることに主眼を置いたレビューを想定しているところ、課題や国に特化した知識や経験は分析を行う上でプラスにはなるものの、コンサルタントが全ての課題・分野を網羅的に理解していることは必ずしも想定していません。</p>
8	業務指示書別紙 7 ページ	<p>P6 4.(2)留意事項、3)にて JICA と国際潮流のプログラムの定義が異なることを留意する必要があるとの明記があり、5.(2)業務内容には、「(ア)JICA 以外の組織におけるプログラムの評価可能性要件及びプログラム評価枠組みのレビュー」とあります。この業務内容に示された「プログラム」とは、国際潮流のプログラム、もしくは JICA のプログラムと同様もしくは類似したプログラム、もしくはそれ以外、のどれを指しておりますでしょうか？</p>	<p>国際潮流における「プログラム」に関するレビューを想定していますが、他ドナー等、JICA 以外の組織において JICA の協力プログラムと同様もしくは類似したものがあれば、これらのレビューも含めます。</p>
9	業務指示書別紙 8 ページ	<p>契約後に配布する参考文献リストに掲載されている文献を含めることとありますが、どの程度の分量でしょうか？(それにより作業計画が左右されます)</p>	<p>参考文献数の目安として、現状ではプログラム評価の入門書及び JICA の関連報告書を含む約 30 余りの文献を想定しています。又、このうち約 20 余りが JICA の関連報告書とな</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
			っています。参考文献の内容及び数については多少の変更があり得るところ、これらの数はあくまで目安としてお考えください。
10	業務指示書別紙 16 ページ	英語以外の国では通訳の雇用が可能とのことですが、その場合、通訳と現地調査補助員の 2 名を傭入することが可能なのでしょうか。それとも現地調査補助員が通訳を兼任する必要がありますでしょうか？	通訳と現地調査補助員の 2 名を傭入することが可能です。ただし、その場合には 2 名の役割分担を明確にしてください。
11	業務指示書別紙 16 ページ	「現地調査に係る旅費および通訳・現地調査補助員の傭上費用については、対象国・プログラムが確定した段階でコンサルタントが見積りとともに提案を行い、JICA との合意に基づく契約変更により対応することとする。」とありますが、現地調査に係る一般業務費はどのように考えればよろしいでしょうか？(車両費、事務用品費などが想定されます)	現地調査に必要なとなる一般業務費は全て見積りから外してください。

以上